タイトル：情報セキュリティに関する留意点～弁護士情報セキュリティガイドライン改訂を踏まえ～

神奈川県弁護士会会員　本田　正男

１　弁護士情報セキュリティガイドライン改訂の経緯と趣旨

　2011年末に発生したメーリングリストにおける情報漏洩事件をきっかけに、日弁連では、2013年12月19日付けで「弁護士情報セキュリティガイドライン」を制定した。

　弁護士法23条は弁護士の秘密保持の権利と義務を規定し、弁護士職務基本規程18条も事件記録中の秘密およびプライバシーの漏えい防止の注意義務を規定しており、弁護士は、法令上もまた倫理上も、その責任において情報セキュリティ対策を講じる必要がある。しかしながら、たとえば、上記の事件では、裁判員候補者の個人情報という漏洩してはならない情報が、メーリングリストのシステムを通じ結果的には誰にでもインターネット上で見られる状態に置かれてしまっていた。そこで、かかる事態を受け、日弁連では、会員が情報セキュリティ対策の取組みをする際の参考として、上記のように、「弁護士情報セキュリティガイドライン」を作成するに至ったのである（ガイドライン自体は、日弁連ウェブサイトの会員専用ページ中の「書式・マニュアル」の項目に掲げられ、常時ダウンロードが可能な状態におかれているので、参照されたい。）[[1]](#footnote-1)。

　もっとも、当該ガイドラインは、上記の弁護士法23条や弁護士職務基本規程18条の解釈指針となるものではあるが、あくまでガイドラインであって規則ではなく、懲戒の直接の基準となるものではない。また、ガイドラインは、ITを利用する場合ばかりでなく、紙媒体も対象とはしているものの、IT機器の使用に関わる部分を中核とすることから、技術の進展にも応じ、その内容や求められるセキュリティのレベルも暫時変化進化するという特性をもつ。たとえば、ガイドライン中では、特に推薦する取組みについて「すること」、物的・人的・経済的環境に応じて推奨する取組みについては「望ましい」という形で文言を使い分けているが、かかる使い分けについても個別の事情により、また、時の経過と共に変化することも考えられる。

　そして、今般ガイドラインの制定から5年を経過したことから、全面的に文言の再検討を行い、字句の修正などを施したほか、新たに、①デジタルカメラ等による情報の取得、②事件記録等又はデータのマスキング、③弁護団事件における情報の取扱いなどに関する記載を追加し、2019年1月17日付けで改訂を行った。

　そこで、本論稿においては、改訂の要点となっている上記の①から③の各新項目について、以下順次個別に解説を行う。

２　デジタルカメラ等による情報取得

第４　情報の受領・取得

１～４ (省略)

５　取得（デジタルカメラ等）

(1) 弁護士は、デジタルカメラやスマートフォン等（以下「デジタルカメラ等」という。）により刑事記録等の受任した事件に関連する資料を記録する場合、情報の漏えい・拡散の防止を図るため、使用するデジタルカメラ等は、インターネット等外部のネットワークへの接続ができない状態にしておくことが望ましい。接続可能な状態でデジタルカメラ等を用いるときは、記録前に、記録したデータが外部に漏えい・拡散しない設定となっていることを確認すること。

(2) 弁護士は、記録したデータを保存する記録媒体についても、漏えい・拡散を防ぐため、業務専用の記録媒体を用いることが望ましい。

デジタルカメラやスマートフォンで事件関係情報の記録を取得することが多くなっている。これらにより刑事事件記録等の重要なデータが取得されることも多いため、記録時・保管時の情報漏えいのリスクに対する条項が追加された。

デジタルカメラやスマートフォンでは、インターネット上のクラウド等にアップロードされる設定になっていることもある。このような設定においては、記録された情報の漏えい・拡散のリスクが大きいので注意が必要である。特に、自動的にコピーが作成されるなど、意識せずにアップロードされるようなケースは危険が大きい。

デジタルカメラやスマートフォンでのデータ記録にあたっては、ネットワークと接続しない状況で行うことが望ましいが、やむをえずネットワークに接続して使用する場合には、データの保管場所、閲覧できる者の範囲などを事前に確認し、データが外部に漏えい・拡散しない設定にしておかなければならない。

記録されたデータの保存をUSBメモリなどの媒体で行う場合、業務以外の私用の写真などと同じ媒体を用いると、管理が不十分になりやすく、漏えい・拡散のリスクが高まる。業務専用の記録媒体を用いて、保管場所、持出し等に十分に注意を払って管理することが望ましい。

３　マスキング

第５　情報の作成及び変更

１～２（省略）

３　マスキング

弁護士は、事件記録等又はデータを提出する際にその一部をマスキングするときは、確実にマスキングされ提出先において認知できない状態とするように注意すること。特に、画像、ＰＤＦ又は文書ファイル等のデータを加工してマスキングするときは、開示すべきでない情報を確実にマスキングし、提出先においてソフトウェアによりマスキングを除去することができないように注意すること。

裁判のIT化が視野に入ってきており、訴訟手続・行政手続において電子ファイルを提出する機会が次第に増加している。情報の一部をマスキング（墨塗り）して提出する場合には、提出先において元の情報が復元できないように処理するように注意が必要である。たとえば、文字の上に黒い四角の画像を単に貼りこむ方法では、これをソフトウェアで除去して元の文字列を復元することが可能である。PDFの処理ツールには、復元できないようにマスキングする（マスキングされた情報を消去する）機能を持つものがあるので、このようなツールを用いる方法や、紙の上でマスキングした後にスキャナで読み込んで電子ファイルにする方法など、元の情報が復元できない方法をとるように注意しなければならない。

４　弁護団事件

第12 弁護団事件

1 弁護団内部での情報管理

（1） 事務所を異にする2名以上の弁護士が共同して受任する事件（以下「弁護団事件」という。）を受任している複数の弁護士ら（以下「弁護団」という。）の間で事件情報を共有する場合、事件情報が外部に漏えいすることがないよう注意すること。特に、外部サービスを利用して事件情報を共有する場合、その参加者の範囲、授受する事件情報の内容を適切に管理すること。

（2） 弁護団に属する個々の弁護士が知りうる事件情報の範囲（個々の依頼者の個人情報等）を適切に制御し、弁護団内部で事件情報が不必要に拡散することがないようにすること。

2 依頼者に対する情報提供

依頼者が複数である弁護団事件において、期日経過報告等により依頼者に情報提供する際には、当該依頼者以外の他の依頼者の個人情報をみだりに提供しないこと。

3 弁護団同士での情報共有

同種事件のために地域ごとに設立された弁護団の間など異なる弁護団同士で事件情報を授受する場合には、依頼者の同意を得ること及び第三者に漏えいしないように配慮するなど必要な措置を講じること。

事務所を異にする弁護士同士が同一の事件を共同して受任する場合、事務所を超えた事件情報の流通が生ずるので、それに伴うセキュリティリスクが生ずる。そこで、このようないわゆる弁護団事件におけるセキュリティ対策のあり方に関する条項を新たに追加した。

特に昨今はクラウドサービス等の外部サービスを利用して弁護団事件の事件情報を共有するケースが増えている。過去にメーリングリストへの投稿内容が外部から参照できてしまうという上記事件が起きたことにも鑑みて、外部サービスを利用できる者を必要な範囲に制限して、関係者以外の者が閲覧できるような状況を生じさせないこと、漏えいした場合の被害が極めて重大な情報については外部サービスを利用して共有しないなど情報の特性に応じた外部サービスの利用を行うべきこと等の注意点を掲げた（第１２の１(1)）。

弁護団事件は、弁護士が複数であることに加えて、依頼者が複数となるケースも多いという特徴がある。そこで、個々の弁護士が知りうる情報の範囲を、当該弁護士が事件を処理するために必要な範囲に制御する必要がある（第１２の１(2)）。これは依頼者についても言えることであり、弁護団から個々の依頼者に提供する情報の範囲も適切に制御する必要がある。特に、他の依頼者の情報の提供には十分な注意が必要である（第１２の２）。

また、同種事件について、各地で個別に弁護団が結成されるケースも多い。その場合、判決や相手方の主張等を弁護団同士で共有することもある。その場合にも依頼者の同意を得るほか、個人情報をマスキングして共有するなどの配慮が必要である（第１２の３）。

５　結び

　日弁連では、これまでメールマガジンや「自由と正義」への連載、eラーニング等の研修企画の立案実施を通じ、弁護士業務における情報セキュリティの確保や各弁護士の資質向上のため繰り返し情報提供を行ってきた。今回のガイドラインの改訂を各会員が積極的に活用され、弁護士業務全体の情報セキュリティがさらに強化されることを念願する。

1. ) 掲載先は次のとおりである（会員専用ページ）。https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki\_manual/rinri\_kokyakujoho/securityguideline.html [↑](#footnote-ref-1)